

平成 23 年 1 月
交 通 部

「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」に寄せられた御意見・御要望 に対する考え方について

三重県警察本部では、「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」について、平成 22 年 8 月 2 日から平成 22 年 8 月 31 日までの間、ホームページ等を通じて県民等の皆様から御意見を募集いたしました。

この結果、1 名の県民の方から 2 件の御意見・御要望をいただきました。

御意見等に対する考え方については、以下のとおりです。

御協力ありがとうございました。

意見・要望等の要旨及びこれに対する考え方について

○ 1 件目の意見・要望等の要旨

携帯電話等で通話等とありますが、文書の「等」の意味合いがこれでははっきりしません。改正の趣旨はあくまでも携帯電話の通話と画像表示装置の注視禁止なのではありませんか。

○ 1 件目の意見・要望等に対する考え方

携帯電話等とは道路交通法第 71 条第 5 号の 5 に定める「携帯電話装置、自動車用電話装置その他無線装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）」のことであり、携帯電話に限定するものではないことから、「等」としていません。

また、通話等とは道路交通法第 71 条第 5 号の 5 に定める「携帯電話等を用いての通話」及び「画像表示用装置に表示された画像を注視すること」であることから、「等」としていません。

○ 2 件目の意見・要望等の要旨

イヤホンであれば片耳に装着し大きな音が出る装置もありますが、携帯電話を含めて音声を聞きながらの運転禁止をすることが大切なものではありませんか。

○ 2 件目の意見・要望等に対する考え方

自動車の運転時には、ハンズフリー装置を用いて携帯電話を走行中に使用する場合には、操作の際に視線を前方等から外すことなく、また、電話機を手を持って通話することによる危険性もないことから、対象とされておらず、自転車についても同様にとらえています。

よって、片耳に装着するイヤホン型のハンズフリー装置を用いて運転中の通話を規制することは現在のところ想定していないことから、片耳に装着するイヤホンの使用について禁止する予定はありません。